

平成26年3月10日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成26年3月10日(月)午後2時 紀南文化会館 4階 研修室

農業委員数39名

出席者36名

	2番	玉置 俊裕	3番	山本 芳雄	4番	浅井 洋司	
5番	市橋 宗行	6番	向日 一義	7番	前田 登	8番	森 敦孝
9番	船本 幸雄	10番	丸屋 弘吉	11番	小谷 清雅	12番	田和 芳雄
13番	山下 繁一	14番	中山 敏久	15番	瀧本 和明	16番	杉若 陽一
17番	泉 雅行	18番	坂本 一馬	19番	横尾 泰行	20番	小山 茂廣
21番	那須 京子	22番	那須 克	23番	上森 力	24番	原 さだ
25番	玉置 伸			27番	溝口 健治	28番	上中 悠司
29番	坂本 茂久			31番	岡上 達	32番	長嶺 博司
33番	川井 洋之	34番	中村 洋子	35番	矢敷 勇氣男	36番	松本 忠巳
37番	峯園 五郎	38番	石谷 強	39番	蔭地 明一		

欠席者 1番 峯 宏好 26番 鈴木 直孝 30番 松窪 俊英

事務局 局長 愛須 誠 農地係長 小倉 淳志 主査 松平 忠敏

会議録署名委員 31番 岡上 達 32番 長嶺 博司

議長

それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。3月に入りまして、年度末という事で税金の申告等大変忙しい時期ではありますが、ご出席をいただきまして有難うございます。梅の開花も終わりました、これから非常に天気が心配でありまして、梅の作況も心配するところでもありますけれども、蜂屋さんの言うのには重かったよという事で、よく花粉が入ったようで、一部活発なようであったようでありますし、不作になる大きな理由も見当たらないとの事で、平年作あたりが見込めるのではないかなど、このように思っております。それから我々の農業委員としての任期が7月20日前後という事で、7月には全国の統一選挙が行われます。7月6日が投票日になるだろうと予測もされております。若干3月という事で早いわけではありますが、我々といたしましてもですね、5月、6月が大変忙しい時期になりますので、またですね、皆さん方におかれましても、それぞれに推薦、選出母体と言うのがある地域もありますので、ね、相談をいただきまして、皆さん方そろって再選をしていただきたい、再任をいただきたいと、このように思っております、そういう事で情報としておつなぎいたしますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。あいさつはこれくらいにさせていただきます、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございましてご審議をよろしくお願ひしたいと思います。本日の欠席委員さんは、1番の峯宏好委員さん、26番の鈴木直孝委員さん、30番の松窪俊英委員さんの3名の委員さんから欠席の届が出ております。それでは、利用権の設定につきまして事務局の説明をお願ひ申し上げます。

農振課 尾崎

皆様こんにちは、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に

よる利用権設定について説明させていただきます。1番、田辺市〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、畑の2、783㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年4月1日から平成32年3月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1、238㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のもも、期間は平成26年4月1日から平成32年3月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1、035㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の763㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間1万5千円持参払い、期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の998㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間米1俵持参払い、期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の779㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日の更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1、305㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年4月1日から平成32年3月31日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の684㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間1万円持参払い、期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日、更新です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、田の1、278、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間米10kg持参払い、期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日、更新です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の1、107、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間米10kg持参払い、期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日、更新です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の1、066、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間米10kg持参払い、期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日、更新です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の3、817㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のみかん、年間2万400円の口座払い、期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日、更新です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1、401㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間米1.5俵持参払い、期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日、新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、畑の2、311㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、梅、水稲、年間米2.2俵持参払い、期間は平成26年4月1日から平成28年3月31日、更新です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の2、903㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間米1俵持参払い、期間は平

成26年4月1日から平成31年3月31日、更新です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の1, 722㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間米1俵持参払い、期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日、更新です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1, 309㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間米30kg参払い、期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日、更新です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の424㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日、更新です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の1, 547㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間米1俵持参払い、期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日、更新です。20番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の1, 332㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日更新です。21番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の859㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間2万円口座払い、期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日、更新です。22番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の416㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間1万円持参払い、期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日、新規です。23番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1, 300㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万円持参払い、期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日、更新です。24番、〇〇〇字〇〇〇〇、他4筆、畑の6, 541.97㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のみかん・梅、年間8万円持参払い、期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日、更新です。25番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、田の1, 702㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、年間3万5千円持参払い、期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日、更新です。26番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の918㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日、新規です。27番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、畑の4, 806㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間10万円持参払い、期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日、更新です。28番、〇〇〇字〇〇〇〇、他8筆、畑の6, 212㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間5万円口座払い、期間は平成26年4月1日から平成32年7月31日、新規です。29番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の850㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年4月1日から平成32年3月31日、新規です。30番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1, 170㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間1万円口座払い、期間は平成26年

4月1日から平成32年3月31日、新規です。31番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の1, 432㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年4月1日から平成32年3月31日、新規です。32番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の1, 961㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年4月1日から平成28年3月31日、更新です。33番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の873㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年4月1日から平成32年3月31日、新規です。34番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の1, 294㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、貸借の梅、年間5万円口座払い、期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日、更新です。35番、〇〇〇字〇〇〇〇、他12筆、畑の15, 659㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日、更新です。36番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の88㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日、更新です。37番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、田の2, 089㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日、更新です。38番、〇〇字〇〇〇〇、他4筆、田の2, 783㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日、更新です。39番、〇〇〇字〇〇〇〇、他4筆、田の1, 868㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成26年4月1日から平成28年3月31日、更新です。40番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の1, 339㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日、新規です。41番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の969㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日、新規です。42番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の1, 118㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日、新規です。43番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、田の2, 418㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日、更新です。44番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、田の2, 042㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日、更新です。45番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の588㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日、更新です。46番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の1, 254㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は

平成26年4月1日から平成29年3月31日、新規です。47番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の985㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間米2斗持参払い、期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日、更新です。48番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の618㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間1万円持参払い、期間は平成26年4月1日から平成36年2月28日、新規です。49番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の6,942㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇字〇〇〇〇、使用借の梅、期間は平成26年4月1日から平成36年3月31日、新規です。合計49件、119筆、100,896.97㎡、貸手46名、借手36名です。この49件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

- 議 長 はい。有難うございます。それでは、利用権の設定についてご審議をお願いいたします。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。1番、2番について異議ございません。
- 議 長 はい、3番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。3番、4番まで更新で異議ございません。
- 議 長 はい、5番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。5番、6番、7番異議ありません。
- 議 長 はい、8番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。8番について異議ございません。
- 議 長 はい、9番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。9番、10番、11番更新で異議ございません。
- 議 長 はい、12番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。12番、13番について異議ございません。14番も、これは〇〇〇〇委員の案件ですけれども異議なしとの事で行っていただきました。
- 議 長 はい、続きまして15番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。15番、16番、17番につきまして更新という事で異議ございません。
- 議 長 はい、18番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。18番、19番、20番、21番共に更新でございますので異議ございません。
- 議 長 はい、22番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。異議ございません。
- 議 長 はい、23番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。23番について異議ございません。
- 議 長 はい、24番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。24番について更新ですので異議ございません。
- 議 長 はい、25番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。25番は更新でございますので異議ございません。26番も異議ございません。
- 議 長 はい、27番。

〇〇番 委員 〇〇番です。27番の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇出身で、〇〇〇〇さんによってもらうという事で異議ございません。28番の〇〇〇〇さんは青年就農の方です。異議ございません。29番、30番の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは夫婦で〇〇〇〇さんは青年就農で、異議ございません。31番は〇〇〇〇さんの娘さんの旦那さんが〇〇〇〇さんで異議ございません。32番は更新で異議ございません。33番も〇〇〇〇さんで異議ございません。

議 長 はい、34番。

〇〇番 委員 〇〇番です。異議ございません。

議 長 はい、35番。

〇〇番 委員 〇〇番です。35番、36番について異議ございません。

議 長 はい、37番。

〇〇番 委員 〇〇番です。更新で異議ございません。

議 長 はい、38番。

〇〇番 委員 〇〇番です。38番、39番、40番異議ございません。

議 長 はい、41番。

〇〇番 委員 〇〇番です。41番、42番は隣接しており異議ございません。

議 長 はい、43番。

〇〇番 委員 〇〇番です。43番、44番異議ありません。

議 長 はい、45番。

〇〇番 委員 〇〇番です。更新で異議ございません。

議 長 はい、46番。

〇〇番 委員 〇〇番です。46番、47番異議ございません。

議 長 はい、48番。

〇〇番 委員 〇〇番です。48、49番異議ございません。

議 長 はい、以上49件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の会議録署名委員に、31番の岡上達委員さん、32番の長嶺博司委員さん、よろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地の形状変更願について、報告第1号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出について、報告第2号農地使用貸借の合意解約通知について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇〇字〇〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は320㎡、他1筆、合計面積511㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇〇字〇〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田で、面積は341㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、土地

の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は956㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。

4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は737㎡、他2筆、合計面積6,573㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は218㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は87㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は614㎡、他2筆、合計面積1,885㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は171㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上8件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 有難うございます。第3条申請の逐条審議をいただくんですけども、3番に〇〇〇〇委員さんのご家族の物件がございますので、それを除いて7件のご審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。1番につきまして、譲受人の〇〇〇〇さんは備考にありますように農地の下限面積はクリアーしておりますし、年間約300日は農業に従事しているという事で農業適格者という事で、異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番です。2番について異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの長男で異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番です。5番について異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番です。6番について異議ございません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番です。7番について異議ございません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番です。8番について異議ございません。

議 長 はい、3条申請7件とも異議なしとのことですので。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。  
(〇〇〇〇委員退席)

議 長 はい、続きまして3番。

〇〇番 委員 〇〇番です。3番について異議ありません。

議 長 はい、3番について異議なしとのこと。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。  
(〇〇〇〇委員着席)

議 長 続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 3ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は通路、面積は416㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、太陽光発電施設416㎡です。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は平成4年6月11日に農用地区域から除外しています。隣接同意は不要、水利同意はあります。この土地は、周囲を山と水路に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は186㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、太陽光発電施設186㎡です。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は平成26年2月17日に農用地区域から除外しています。隣接同意は不要、水利同意はあります。この土地は、周囲を山林と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。3月6日に愛須局長、小倉係長、〇〇〇〇委員さんで現地調査を行いました。調査案件は4条申請2件、5条申請6件、形状変更願1件でした。その日の天気はよかったですが大変寒い日でした。それでは4条2件説明させていただきます。1番の申請場所は、〇〇〇の〇〇橋から北へ200m、現況は通路です。隣接は東側が本人所有の畑、西側、南側が本人所有の畑と山林、北側が市所有の雑種地で占有許可あり、水利組合同意あり、太陽光発電施設を設置したいという事で異議はないものと思われま。2番の申請場所は、〇〇小学校より東へ100m、現況は休耕畑で、東側が市道、南側、西側、北側が宅地です。水利組合同意もあり、理由は母親が野菜作りをしていたが、高齢のため続けられなくなりました、日当たりも良く太陽光発電に転用したいという事で、この件に関しても異議がないものと思われま。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。現調委員さんの報告どおり周りには影響がないという事で異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番です。2番について異議ございません。

議	長	はい、議案第2号農地法第4条申請2件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。
小倉	係長	4ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が雑種地、現況は畑、面積は119㎡、他2筆、合計面積257㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇です。使用目的及び規模は住宅75㎡、駐車場、庭園等182㎡です。着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意は不要で、水利組合はありません。町内会長の同意がございます。この土地は、都市計画用途地域内（第一種中高層住居専用地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,618㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅6棟406㎡、道路、駐車場1,212㎡です。着工日、工事期間は許可の日より12か月以内、農用地の内外は平成25年10月22日に農用地区域から除外しています。隣接同意ございません、水利同意がございます。周囲を山と川に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は公簿429㎡の内100㎡、貸人は、〇〇〇、〇〇〇〇、借人は、〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設公簿429㎡の内100㎡です。着工日、工事期間は許可の日より3か月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意、水利同意共に不要です。使用貸借期間は10年間です。この土地は、過疎化の山村区域にある小集落の農地である為、生産性の低い農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕田、面積は895㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は共同生活介護施設273㎡、駐車場1,198㎡です。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は平成26年2月17日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。この土地は、過疎化の山村区域にある小集落の農地である為、生産性の低い農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕田、面積は576㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は共同生活介護施設273㎡、駐車場1,198㎡です。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は平成26年2月17日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。この土地は、過疎化の山村区域にある小集落の農地である為、生産性の低い農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は274㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は昇降路274㎡です。着工日、工事期間は許可の日より4か月以内、農用地の内外は平成22年10月19日に

農用地区域から除外しています。隣接同意はあり、水利同意は不要です。始末書の添付がございます。内容は、自宅への昇降路として、隣接地を転用する際、道路の幅員が狭く、やむを得ず所有者のご了解を得て一部を工事に含めていたものです。今回申請地を譲受け改めて申請するものです。でございます。この土地は、過疎化の山村区域にある小集落で現在は耕作されていない農地で、第2種農地です。以上6件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件には該当していないと判断します。5条申請6件ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番です。1番の物件は〇〇〇の中にございまして、見るからに宅地でございます。平成18年にこの3筆を形状変更して雑種地であったのを畑として利用しておったようです。最近は作ってないようですが畝のようなものが残っています。東側、北側が市道で、西側と南側が宅地でございます。排水等は、合併浄化槽で処理、雨水とも道路側溝へという事で、町内会長の同意もありまして異議ございません。続きまして2番です。場所につきましては〇〇中学校の東となり、市道沿いの梅畑でございますけども、隣接同意は無いんですが長年放棄地で、最近は草は刈っておりますが休耕地でございます。水利同意もあるんで、現地調査に行った時点では問題なしと判断はして来たんでございますけども、水利同意をしたんですけども、水利組合のほうにもいろんな問題はあるという事で、地元委員さんにご意見を伺いたいと思いますので、どういうふうにするとかいう説明を省かせていただきたいと思います。続きまして3番、場所は〇〇中学校の裏の方になります。現在はシキミと梅は伐採されております。高齢の父親から息子さんが429㎡の内100㎡を借りて太陽光発電施設10kwをするという事です。残りにつきましては畑として利用するという事です。隣接地は貸人の土地であり、雨水は現状維持でございますので問題ないかと思われれます。4番、5番につきましては、隣接地でございますので一緒に説明させていただきます。〇〇中学校より南へ100mの高台で、〇〇〇〇の近くの休耕田ですが、草刈りはきれいにされております。この2筆を切土、盛土、整地をして、〇〇〇〇が障害者共同生活介護施設を建てるという事でございます。排水は合併浄化槽、東側、北側に排水路を設置するという事で隣接の梅畑、休耕田にも影響がないと思われれます。隣接同意、水利同意もございまして問題ないかと思われれます。続きまして6番、国道168号線〇〇橋より南へ100m、国道の下をくぐってすぐの所でございます。現在は〇〇〇〇さんの住宅への進入路の一部になってございます。平成22年に〇〇〇〇さんは既に、住所は〇〇〇ですけども移住をして来ているようでございます。隣接は、〇〇〇〇さんの休耕田は放棄地と言うか、草刈りもした形跡もございません。現在出来上がっております。始末書も付いておりますので問題ないかと思われれます。以上です。

議 長

はい、有難うございました。それではご審議をお願いするんですけども、

- 2番につきましては、現地調査の代表委員さんから地元委員さんの意見をという事でございますので、意見も含めてご審議をお願い申し上げたいと思います。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。現調の委員さんの説明にもありましたように、ここは、ほぼ宅地というような状況にありました。という事で隣接に農地はありませんし、排水につきましても町内会長の同意があるという事で、許可相当と判断します。以上です。
- 議 長 はい、2番。
- 〇〇番 委員 はい、〇〇番です。この物件ですけれども、現調委員さんから詳しく説明をいただきました。しかし、隣接同意はありません。水利組合も計画図面を詳しく見ずに同意をしたんですけれども、ちょっと問題がありまして、再度、隣接者と水利組合も含めて、近い内に協議をするという事になっておりますので、今月は保留としていただければと思います。
- 議 長 はい、3番。
- 〇〇番 委員 はい、〇〇番です。担当は〇〇番の〇〇〇〇ですけど、今日はどうしても出席できないという事で、伝えておいて欲しいという事です。親子の関係ですので異議がないという事です。
- 議 長 はい、4番と5番同時にお発言願います。
- 〇〇番 委員 はい、〇〇番です。グループホームの施設は、3年前の台風の関係で建て替えらしいです。〇〇〇にあるので、災害があったら職員の関係、それから食料品の調達などの関係がありますので、出来るだけ近くで買い求めたところ、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんに譲っていただくようになったという事で、別に異議はございません。
- 議 長 はい、6番。
- 〇〇番 委員 はい、〇〇番です。6番について異議ございません。
- 議 長 はい、2番につきまして地元委員のかたから、すこし問題がある、結論が出ていないという事で、保留にして欲しいとのことでございます。そういう事で、議案第3号農地法第5条申請1番、3番、4番、5番、6番については許可相当と、2番については保留という事で、そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農地の形状変更願について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 小倉 係長 6ページをお願いします。議案第4号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕、面積は368㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は、盛土にして普通畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より3か月以内、隣接同意、水利同意共にございます。以上、農地の形状変更願1件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。場所は〇〇川の〇〇〇橋から西へ150m、現況は休耕地で、

変更理由としては、昨年父が亡くなり申請地を相続しましたが、水稲耕作をしていくことは困難なので、土の搬入の申し出もあったので、盛土をして野菜畑として利用したいという事です。盛土は95cm、北側と東側にコンクリート擁壁をするそうです。雨水は自然浸透、東側に水路もあります。隣接の周囲への影響は、東側、北側は田で、西側は市道、南側は農道、畑で、どちらも同意書があり、許可相当かと思われます。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。これも〇〇〇〇さんの案件でございますが、異議ないという事でございますので報告いたします。

議 長 はい、議案第4号農地の形状変更願1件異議なしとの事でございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出について、事務局のご説明をお願い申し上げます。

松平 主査 7ページをお願い申し上げます。報告第1号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は967㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫150㎡、転用面積も150㎡です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に宅地、面積は140㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫96㎡、転用面積は140㎡です。顛末書が添付されております。内容は、平成6年に農地を宅地に転用しましたが、申請地は分筆し農業用倉庫を建てました。当時農地法の知識不足にて所定の届出の正確さを知らず、今回改めて届出と相なりました。届出が遅くなり、大変遅くなり誠に申し訳ありません。事情御理解よろしく御願ひ申しあげます。との事です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に宅地、面積は60.96㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫43.5㎡、転用面積は60.96㎡です。顛末書が添付されております。内容は、昭和35年頃に農地であった所に農業用倉庫を建設しました。その後、地籍調査で分筆され宅地に地目が変わりましたが、当時農地法の届出についての知識がなく、届出が今回となりました。遅くなり誠に申し訳ありませんが、事情御理解、切に御願ひ申しあげます。との事です。農地法施行規則第32条第1項第1号による届出、以上3件報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。只今の報告第1号について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。それでは続きまして、報告第2号農地使用貸借契約の合意解約通知について、事務局のご説明をお願い申し上げます。

松平 主査 8ページをお願い申し上げます。報告第2号農地使用貸借契約の合意解約

通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は11.52㎡、他1筆、合計面積13.29㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成7年5月28日、理由は田辺市の行う歩道設置工事用地となった、でございます。農地使用貸借契約の合意解約通知、以上1件報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。只今の報告第2号について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第2号、報告とさせていただきます。はい、それではその他の案件でございます。2月の県の農業会議に提出をいたしました4条2件、5条11件につきましてすべて無事答申されましたことをご報告申し上げます。続きまして、地籍調査の結果について事務局から説明申し上げます。

小倉 係長 田辺市稲成町の一部地区の地籍調査の結果について土地対策課から協議があり、地元委員に確認済みであることを報告しますので、ご了承をお願いします。

議 長 はい、只今の報告につきまして、ご意見ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、農業委員会の活動計画について、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価と、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価と、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明。

議 長 はい、お目通しをいただきまして、このような形で報告させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 それではないようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、下限面積の別段の設定について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 下限面積の別段の設定について、旧田辺市は法どおり50アール、旧4町村については、別段の面積として10アールとすること、これは毎年定めなければならないことを報告する。

議 長 ありがとうございます。毎年下限面積の修正、設定について審議をせよという事でございますけども、事務局のほうから旧田辺市は50アール、旧4町村は10アールと、変更しないで従来どおりの面積でいきたいという事でございますので、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、本年度はこういう形で進むということで、ご理解いただきたいと思っております。続きまして、田辺市の賃借料の情報を願います。

松平 主査 田辺市の賃借料の内容の追加について説明する。  
議 長 このことについて、ご意見ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)

議 長 はい、無いようでございますので、お目通しをいただければと思います。  
それでは最後に農地相談について相談内容の情報がありますので報告お願い  
します。

松平 主査 農地を借りたいと依頼がありました。農地を貸したいという情報があれば、  
事務局まで連絡をお願いします。

議 長 皆さん方からご意見や情報ございませんか。予定をしておりました案件は  
すべて終了しました。今日は一部の皆さんは4時から田辺市地域農業再生  
協議会もあるんですけども、折角の機会なので皆さん方から何か情報とか  
ご意見ございませんか。無いようでございましたら、長時間に亘りまして  
慎重にご審議いただきまして有難うございました。本日はこれで終了いた  
します。有難うございました。

午後 3 時 1 5 分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

3 1 番委員

3 2 番委員

議 長